

4 医師確保対策について

医師の絶対数の不足に加え、地域偏在や診療科偏在などにより全国的に医師不足問題が深刻化しており、我が国の医療体制は崩壊の危機に瀕していると言っても過言ではない。

このような状況に至ったことは、国の政策に起因するものであり、国はその責任を十分に自覚して、緊急かつ実効性のある医師確保対策に早急に取り組むべきである。

その際、医師養成に多額の公費負担が行われている現状や医師に求められる公的責務なども踏まえた上で、現在の医師の勤務のあり方の見直しも含め、抜本的な医師の偏在是正対策を検討する必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師の不足に対処するため、人口10万人当たりの医師数が著しく少ない県又は地域については、既存医学部の定員増や医学部新設等の対策を講じること。
- 2 医師の地域偏在を是正するため、医師不足地域における一定期間の診療の義務付け等の制度的な方策を講じること。
- 3 地域枠制度を安定して運営していけるよう、都道府県及び大学に十分な財政的措置を講じること。
- 4 都道府県が養成した地域枠の卒業生については、医師臨床研修マッチングの定員とは別枠として、都道府県分に上乘せして配分し、配分後は都道府県の裁量により初期臨床研修先を決定できるようにすること。

- 5 新たな専門医制度の導入に当たっては、一般修学資金制度や地域枠制度を活用している医師が地域医療へ従事しながらも専門医資格が取得できるよう配慮するとともに、特定の大学や病院に医師が集中し、地域偏在が助長されないことがないよう、国が主導して地域偏在の解消に努めること。

- 6 女性医師が継続して働くことができるよう保育制度の充実や勤務体制の柔軟化、再就業支援等、就業環境の整備を促進するために必要な措置を早急に講じること。